（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の四第四項中「までに掲げる医療機関」の下に「（以下「第一号医療機関等」という。）」を加える。

第十七条の四の三第三項中「第十七条の四第一項第一号から第三号までに掲げる医療機関等」を「第一号医療機関等」に改める。

第十七条の六の二第三項第一号中「及び次条第一項」を削る。

第十七条の六の三第一項中「第十七条の四第一項第一号から第三号までに掲げる医療機関から入院療養又は入院療養以外の療養であつて一の医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として防衛大臣が定めるものに該当するもの（」を「第一号医療機関等から療養（食事療養、生活療養及び」に、「及び次項において「入院療養等」という」を「から第四項までにおいて同じ」に改め、「（食事療養及び生活療養を除く。）」を削り、「。次項」の下に「から第四項まで」を加え、同項第一号及び第二号中「入院療養等」を「療養」に改め、同条第二項中「又は第五号」を「若しくは第五号」に、「から入院療養等」を「若しくは薬局又は指定訪問看護事業者（以下この項及び第四項において「第四号医療機関等」という。）から療養」に、「又は保険外併用療養費負担額の」を「、保険外併用療養費負担額（訪問看護療養費の支給につき第十七条の五の二第三項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した金額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の」に、「又は保険外併用療養費負担額から」を「、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から」に、「自衛官等に代わり、当該医療機関」を「第四号医療機関等」に改め、同条第三項中「第十七条の四第一項第一号から第三号までに掲げる医療機関」を「第一号医療機関等」に改め、「場合」の下に「、第十七条の六第四項の規定に該当する自衛官等が第一号医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合又は同条第五項の規定による防衛大臣若しくはその委任を受けた者の認定を受けた自衛官等が第一号医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合」を加え、「その療養に要した費用のうち第十七条の六第二項」を「保険外併用療養費負担額のうち同条第二項」に改め、「その限度において」を削り、「対し」の下に「これらの規定による」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　自衛官等が第四号医療機関等から原爆一般疾病医療費の支給その他防衛大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合、第十七条の六第四項の規定に該当する自衛官等が第四号医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合又は同条第五項の規定による防衛大臣若しくはその委任を受けた者の認定を受けた自衛官等が第四号医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合において、第十七条の四第二項に規定する一部負担金（第十七条の四の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額の支払が行われなかつたときは、防衛大臣が指定する防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、当該療養に要した費用のうち第十七条の六第二項から第五項までの規定による高額療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を当該第四号医療機関等に支払うものとする。

第十七条の六の三第五項を削り、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四十三条第八項及び第九項」を「第四十三条第九項及び第十項」に、「同令第四十三条第八項」を「同令第四十三条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

（船員保険法施行令の一部改正）

第三条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「第五項まで及び」を「第五項まで、第十条第一項及び第三項並びに」に改め、同項第二号中「第十条第四項」を「第十条第五項」に改める。

第九条第一項第一号中「並びに次条第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及びロ」を「及び次条第一項」に改め、同条第五項中「、次条第一項及び第三項並びに」を「及び」に改め、同条第六項第二号中「、第八項第二号及び次条第一項」を「及び第八項第二号」に改める。

第十条第一項中「保険医療機関又は」を「保険医療機関若しくは保険薬局若しくは」に改め、「診療所」の下に「若しくは薬局」を、「この項」の下に「及び第五項」を、「総称する。）」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「次の各号に掲げる療養（当該被保険者が第八条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。）」を「療養」に改め、「支払うべき一部負担金」の下に「、保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき法第六十三条第四項において準用する法第六十一条第四項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）又は訪問看護療養費負担額（訪問看護療養費の支給につき法第六十五条第六項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）」を、「第八条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「から当該各号に掲げる療養」を「、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から次の各号に掲げる場合」に改め、「当該保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、同項第一号中「入院療養又は入院療養以外の療養であつて一の保険医療機関等による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの（次号及び第三号に掲げる療養を除く。以下この号において「入院療養等」という。）を「第八条第一項の規定により高額療養費を支給する場合」に改め、同号イ及びロ中「入院療養等」を「療養」に改め、同項第二号中「入院療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の入院療養に限る。）」を「第八条第三項の規定により高額療養費を支給する場合」に改め、同号イ中「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万千五十円）」及び「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」を削り、同号ロ中「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五十円）」を削り、「入院療養」を「療養」に改め、「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下このロにおいて同じ。）」及び「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」を削り、同号ハ中「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）」を削り、同号ニ中「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七千五百円）」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　第八条第四項の規定により高額療養費を支給する場合　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ　ロからニまでに掲げる者以外の者　三万千五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ロ　前条第四項第二号に掲げる者　四万五十円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ハ　前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者　一万二千三百円

ニ　前条第四項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者　七千五百円

第十条第一項に次の一号を加える。

四　第八条第五項の規定により高額療養費を支給する場合　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ　ロ又はハに掲げる者以外の者　二万四千六百円

ロ　前条第五項第二号に掲げる者　四万四千四百円

ハ　前条第五項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者　八千円